

## 令和2年国勢調査静岡市実施本部設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、令和2年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に当たり、関係各局及び各区の協力体制を確立し、着実かつ効率的な実施体制を整え、もって調査事務の万全を期するため、令和2年国勢調査静岡市実施本部（以下「本部」という。）を、各区に令和2年国勢調査実施支部（以下「支部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施の企画及び総括に関すること。
- (2) 国勢調査の広報に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国勢調査の実施に関すること。

2 支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査に係る区役所窓口対応に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、国勢調査の本部所掌事務の支援に関すること。

### (本部組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部次長及び本部参与をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、本部及び支部の事務を統括する。
- 3 副本部長は、企画局長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その事務を代理する。
- 4 副本部次長は、企画局次長をもって充て、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部参与は、企画局企画課長、総務局市長公室広報課長、総務局人事課長、総務局ICT推進課長、財政局財政部管財課長、観光交流文化局国際交流課長、市民局戸籍管理課長及び保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長をもって充て、国勢調査の円滑な実施に協力する。

### (支部組織)

第4条 支部は、支部長及び副支部長をもって組織する。

- 2 支部長は、区長をもって充て、本部長の命を受け、支部を代表し、所管する区の事務を統括する。
- 3 副支部長は、副区長をもって充て、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (事務局)

第5条 本部に本部事務局を、支部に支部事務局を置く。

2 本部事務局は、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局職員をもって組織する。

(1) 本部事務局長は、企画局企画課長をもって充て、本部の事務を掌理する。

(2) 本部事務局次長は、企画局企画課（以下「企画課」という。）の参事の職にある者をもって充て、本部事務局長を補佐するとともに、本部事務局の事務を掌理し、本部事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部事務局に総務企画担当及び調査指導担当を置き、その分掌事務は別表第1に掲げるとおりとする。

(4) 本部事務局職員は、企画課統計系の職員をもって充て、前号に定める分掌事務を処理する。

3 支部事務局は、支部事務局長及び支部事務局職員をもって組織する。

(1) 支部事務局長は、各区の地域総務課長をもって充て、支部の事務を掌理する。

(2) 支部事務局に調査支援班を置き、その分掌事務は別表第2に掲げるとおりとする。

(3) 支部事務局職員は、各区の地域総務課の職員をもって充て、前号に定める分掌事務を処理し、本部事務局調査指導担当と連携して調査の円滑な実施に努める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、副本部長及び支部長が協議の上、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第5条関係）

担当	分掌事務
総務企画担当	(1) 調査事務の企画及び総合調整に関すること。 (2) 調査区の設定、変更及び指定に関すること。 (3) 調査の広報に関すること。 (4) 国勢調査指導員及び国勢調査員の選考に関すること。 (5) 国勢調査指導員及び国勢調査員の公務災害等に関すること。 (6) 予算及び経理に関すること。 (7) 事務局の庶務に関すること。
調査指導担当	(1) 国勢調査指導員及び国勢調査員の研修及び指導に関すること。 (2) 調査の実施状況の記録に関すること。 (3) 調査票の審査に関すること。 (4) 調査区要図、調査世帯一覧の検査に関すること。 (5) 調査関係書類の受領及び整理に関すること。 (6) 調査票の提出状況の把握及び確認に関すること。 (7) 調査票の未提出世帯の回収に関すること。 (8) 要計表の作成に関すること。 (9) 事後調査に関すること。

別表第2（第5条関係）

調査支援班	(1) 国勢調査員との連絡調整及び調査書類等の配布に関すること。 (2) 市民からの問い合わせ等に関すること。
-------	--